

公営住宅法施行令（昭和二十六年六月三十日政令第二百四十号） 「第六条第四項第一号」

（入居者資格）

**第六条** 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- 一 六十歳以上の者
  - 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - 五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者
  - 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
  - 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
  - イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
  - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 2** 事業主体は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3** 事業主体は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ハ 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める収入の額とする。

一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十六万八千円

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十六万八千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、二十万円）

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 二十万円

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年五月二十三日政令第百五十五号） 「第六条第三項」

第六条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第三項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号） 「第二条」

（定義）

**第二条** この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（住宅の確保）

**第十七条** 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

### 公営住宅法施行規則

（昭和二十六年七月二十一日建設省令第十九号）

最終改正：平成一七年一二月二日国土交通省令第一一一号

（[令第六条第一項第二号](#) に規定する障害の程度）

**第二十四条** [令第六条第一項第二号](#) に規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害 [身体障害者福祉法施行規則](#)（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
- 二 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令](#)（昭和二十五年政令第百五十五号）[第六条第三項](#) に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
- 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

（[令第六条第一項第三号](#) に規定する障害の程度）

**第二十五条** [令第六条第一項第三号](#) に規定する国土交通省令で定める障害の程度は、[恩給法](#)（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は[同法](#)別表第一号表ノ三の[第一款](#) 症とする。

([令第六条第四項第一号](#) イに規定する障害の程度)

**第二十六条** [令第六条第四項第一号](#) イに規定する国土交通省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害 [第二十四条第一号](#)に規定する程度
- 二 精神障害 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項](#)に規定する一級又は二級に該当する程度
- 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

([令第六条第四項第一号](#) ロに規定する障害の程度)

**第二十七条** [令第六条第四項第一号](#) ロに規定する国土交通省令で定める障害の程度は、[第二十五条](#)に規定する程度とする。

## 公営住宅法

(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)

最終改正：平成一九年五月一八日法律第五二号

(敷金)

**第十八条** 事業主体は、公営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する金額の範囲において敷金を徴収することができる。

- 2 事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。
- 3 事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

(家賃等の徴収猶予)

**第十九条** 事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

(家賃等以外の金品徴収等の禁止)

**第二十条** 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。